

KSKR

No.238

2018
May

5

奈良県自閉症協会 NEWS

きずな

The Kizuna

<http://www.eonet.ne.jp/~asn/>

発行人:

関西障害者定期刊行物協会

編集人: 奈良県自閉症協会

支部長&事務局: 河村舟二

〒639-1005

大和郡山市矢田山町 84-10

購読料1部 100円

会員は会費に含まれています。

先 日5月7日の役員会で5月27日の総会の議案に関係して、これからの会の運営についての話がありました。その中で会員の減少についての報告がありました。2007年のNPO法人化発足当時から50名近くの会員数が減少しています。奈良県自閉症協会が、日本自閉症協会の最も最後の支部として発足した平成10年からのこの20年間は、私たちの運動の成果もあってか、自閉症・発達障害関係の法制化が進むとともに、福祉事業所の増加等の支援が増えました。また、インターネットなどで保護者の情報の取入れが簡単になってきました。以前は、情報を求め仲間を求める親たちが集まって、必死になってわが子の療育場所を探したものでした。現在では、生活苦や老後の不安からか共働きが当たり前になり、親どうしの情報交換や療育に関する相談が煩わしくなってきたのではないかなという変化ができています。また家庭での療育・余暇時間が減少し、放課後等サービスなどが急増する中、安易に子育てを第三者に任せてしまっているという現状があります。自閉症の子どもの早期発見早期療育の原則が、適切に行われているわけではなく、学齢期が過ぎた、成人期以降の課題や問題は以前と変わりがなく、むしろ深刻になると思われます。

一方 HAHAA キャラバン隊のオフアールを見ると、一般的には関心の高まりや情報の需要はまだまだ大きいことが分かります。世界自閉症啓発デー関連の参加者などは、会員外の一般の方のほうが多くなっています。

先月の「きずな」に、これまで50年にわたり、わが国の障害者福祉に大きく貢献してこられた、全国聴覚障害者親の会連合会が閉会された記事が掲載されていました。聴覚障害に関する問題課題が国政レベルで解決改正されたからと述べられていましたが、その後段に述べられていたのは、これまで活動の中心にいた人の高齢化が進み、引退、後継者不在による運営が困難になり、全国組織を維持していけなくなった点があげられていました。

これは、今の自閉症協会も同じ傾向にあると思われます。自閉症協会に関しては、自閉症に関する問題や課題はまだまだ解消されていません。少しずつ良くなってきているという感じです。本当に問題解消されての発展的解散はすばらしいと思いますが、まだまだ課題は多く、自閉症協会の存在意義も大きく、さらに活動を続ける必要があります。

次に、部会の編成について話がありました。連絡網については、地域別連絡網を残すが、活動については

以前の「成人部」「療育部」「アスペルガー・高機能」「おやじの会」に再編成してはどうかという話でした。今後の会としての活動の重点については、既存の障害者支援形態で、落ち着いて過ごせる当事者「児」が多数派かもしれないが、既存の支援形態の事業所・学校ではどうしても「行きづらい」「生きづらい」少数派の当事者・(児)のセーフティーネットとしての支援に力を注いでいこう。奈良県に本当の個別支援が根付くまでは、特定非営利活動法人奈良県自閉症協会は存続させていこうという話になりました。(河村)



日本自閉症協会定期総会案内

平成30年5月7日

加盟団体代表者 各位
一般社団法人 日本自閉症協会
代表理事・会長 市川 宏伸

第5回総会の開催について

謹啓 時下ますますご清祥のこと
とお慶び申し上げます。

下記のとおり総会を開催いたします
のでご出席下さいますようお願い申
し上げます。

記

1. 日 時 : 平成30年6月17日
(日) 13:30 ~ 16:00
2. 場 所 : エッサム神田ホール
1号館 イベントホール2 (5階)
(東京都千代田区神田
鍛冶町3-2-2 TEL: 03-3554-8787)
最寄駅 神田駅(JR・

東京メトロ銀座線)

3. 次 第 :**(1) 承認事項**

- 第1号議案 平成29年度 事業報告
および決算報告(案)について
- 第2号議案 定款変更について

(2) 報告事項

1. 平成30年度 事業計画および
予算について
2. 日本自閉症協会創立50周年記念
事業について
3. 補助金事業について
4. 規程、内規の整備について
5. 全国大会について
6. 事務局報告
7. その他
*出欠の返信について: 出欠は5月
31日(水)までに、添付のフォーマッ
トにてお知らせください。
*旅費申請書は、総会当日に飛行機
や新幹線の領収書とともにご提出く
ださい。

*委任状について: 欠席の場合は委
任状ハガキをお送りいたしますので
ご返送ください。

*資料について: 決議事項に関する
資料のみ事前にメールにてお送りい
たします。

(資料は当日配付しますので、お
持ちいただく必要はございません。)

一般社団法人日本自閉症協会事務局
大岡千恵子

〒104-0044

東京都中央区明石町6-22 築地622

TEL: 03-3545-3380

FAX: 03-3545-3381

E-mail: asj@autism.or.jp

URL: http://www.autism.or.jp/

全日本空輸株式会社(ANA) 飛
行機事前学習用『そらばす
ブック(改訂)』&『そらばすビデオ』
に関する情報提供。

今年1月14日に行いました、『発
達障害のある子のための空港&搭乗
体験ツアー in 成田空港』の主催で
もある、全日本空輸株式会社(ANA)
様が、体験ツアーから見えた課題と、
参加者の方々からのアンケート結果
に基づいて、事前学習用の冊子(改
訂)と動画を制作されましたので、
ご連絡をさせていただきます。

【ANA様HP『知的障がい・発達障が
いのあるお客様』ページに掲載】

【URL】<https://www.ana.co.jp/ja/jp/serviceinfo/share/assist/support/disorders.html>

★『そらばすブック(改訂)』

体験ツアーでもお配りしたそらばす
ブックの改訂版となります。

ご自宅で印刷しても冊子形式になる

ように制作されています。

【印刷される際の設定方法】

- ①紙サイズ「A4」
- ②ページサイズ処理「小冊子」を選
択
- ③両面印刷
★『そらばすビデオ』
そらばすブックの内容を、よりリア
ルにイメージできるビデオです。
また、全編を通してみることもでき
ますが、「保安検査場」「搭乗口」な
ど、ポイント毎にコンテンツが制作
されているので、部分毎に見ること
もできるようになっています。

なお、そらばすブックにつしまし
ては、ANA様から300冊いただきました
ので、数冊になってしまいますが、
会員のみなさま宛に送付させて
いただきます。

少しだけ、私の個人的な思いを述
べさせていただきます。

活動してきて18年、こんなものが

あったらいいなと思ってはいても、
個人はもちろんです、親の会や団
体だけでは実現できなかったこと
が、私にはたくさんありました。

でも、企業の理解とお力によって、
こうして実現できたことは、まるで
夢みたいで、涙がやっぱり滲んでし
まいます。

飛行機に乗るなんて無理だとあき
らめていたお子さんやそのご家族
が、この冊子やビデオによって、少
しでもあきらめが希望に変わってほ
しい、そう、切に願います。では、
今後ともよろしく願いいたします。
失礼いたします。(JDDnetより)

いのちのとりで裁判 全国アクション 支援カンパのお願い

いのちのとりで裁判全国アクション共同代表

雨宮 処凛 (作家)

安形 義弘 (全国生活と健康を守る会連合会 会長)

稲葉 剛 (住まいの貧困に取り組むネットワーク 世話人)

尾藤 廣喜 (弁護士)

井上 英夫 (金沢大学名誉教授)

藤井 克徳 (NPO 法人日本障害者協議会 代表)

2013年からの3年間で平均6.5%、最大10%の生活扶助基準の引き下げが実行されました。この史上最大の、しかも「物価の偽装」をしてまでの生活保護基準引き下げに対して、現在、全国29都道府県にて965名の原告が違憲訴訟を提起し、国・自治体を相手に闘っています。全国各地の訴訟を支援する会を全国的に支える組織として、私たち「いのちのとりで裁判全国アクション」は2016年11月7日から活動を始めています。

その各地の訴訟で、被告側が保護基準引き下げについての正当性を示す資料を出せない状況の中、新たに政府は当事者の声や実態を聞くこともなく、2018年10月から3年かけて、さらに保護基準を最大5%削減するとしています。

生活保護制度は憲法25条が定める生存権保障の岩盤をなす制度です。その保護基準は住民税の賦課基準や最低賃金、就学援助や生活福祉資金の利用基準等、さまざまな制度の基準と連動しています。社会保障費削減の突破口として位置づけられてきた生活保護改悪に対する闘いは、社会保障全体の削減を阻止し、その充実を求めていくことに繋がります。

当「全国アクション」では、現在の訴訟に加え、新たな保護基準引き下げに対しても、各地の訴訟団が連携して闘いを進めています。各地の原告は、「生活保護バッシング」の中で、さまざまな不安と障壁をのりこえて、「黙っていたらいのちまで奪われる」「自分だけの問題ではない」と裁判を闘っています。各地の原告が交流し、「全国に仲間や応援してくれる人がいる」とお互いに励まし合いながら、訴訟、運動の到達点を確認し合う「原告交流合宿」を6月30日～7月1日に行います。

しかし、残念ながら財政的な力が弱く、各地の原告がどう財政的な見通しが立っていない状況です。私どもとしては、全国組織としてひとりでも多くの原告がつどい、確信をもって奮闘できるように、財政面からも支えたいと考えております。

厳しい経済状況の中ではありますが、なにとぞ、皆さんのお力をお貸しいただきたく、支援のカンパをお寄せいただきますよう、お願い申し上げます。

＜ご送金の際のお願い＞

- ① お手数ですが会費と区別するため、別紙に「支援カンパ」と明示し、事務局までファクスか、メールで「団体名・氏名」を書いたものをお送りください。
- ② 合わせて、支援カンパを下記口座までご入金ください。
振込控えをもって領収証に代えさせていただきます。

＜口座＞

○ゆうちょ銀行

記号番号14070-49720311 / 口座名義 いのちのとりで裁判全国アクション

○他金融機関からの振り込みの場合

【店名】408 (読み ヨンゼロハチ)

【店番】408

【預金種目】普通預金

【口座番号】4972031

(いのちのとりで裁判全国アクション事務局)

〒530-0047 大阪市北区天満 3-14-16 西天満パークビル3号館7階

あかり法律事務所 弁護士 小久保哲郎

電話 06-6363-3310 / ファクス 06-6363-3320

メールアドレス inotori25@gmail.com

家庭と教育と福祉の連携 「トライアングル」 プロジェクト報告

障害のある子と家族をもっと元気に

平成30年3月29日

家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトチーム

1. プロジェクトチーム設置の背景

発達障害をはじめ障害のある子供たちへの支援に当たっては、行政分野を超えた切れ目ない連携が不可欠であり、一層の推進が求められているところである。

特に、教育と福祉の連携については、学校と児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等（以下「障害児通所支援事業所等」という。）との相互理解の促進や、保護者も含めた情報共有の必要性が指摘されている。こうした課題を踏まえ、各地

方自治体の教育委員会や福祉部局が主導し、支援が必要な子供やその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目なく支援が受けられるよう、家庭と教育と福祉のより一層の連携を推進するための方策を検討するため、文部科学省と厚生労働省の両省による家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト（以下「トライアングル」プロジェクトという。）を発足させた。

2. 教育と福祉の連携や保護者支援の現状

「トライアングル」プロジェクトにおいては、教育と福祉の連携を推進している地方自治体や障害のある子供への支援を行う関係団体から、現状の課題や取組について報告を受け、以下のような課題を確認した。

1) 教育と福祉の連携に係る課題

・各地方自治体において学校と障害

児通所支援事業所等の管轄部署が異なるため、子供に必要な支援情報が双方の現場で共有されにくいことがある。

・例えば、放課後等デイサービスについて、教職員の理解が深まっておらず、小・中学校から放課後等デイサービス事業所への送迎時において、子供の状態などの情報提供をはじめとする学校の協力が得られにくいことがある。

・学校の制度や校内の体制等について、放課後等デイサービス事業所の理解が進んでいないため、放課後等デイサービス事業所から学校に対し、必要な連携や協力の内容に関する説明が十分になされず、学校側は何を協力したらいいのかわからない場合がある。

・学校と放課後等デイサービス事業所において、お互いの活動内容や課題、担当者の連絡先などが共有され

ていないため、円滑なコミュニケーションが図れておらず連携できていない。

2) 保護者支援に係る課題

・乳幼児期、学齢期から社会参加に至るまでの各段階で、必要となる相談窓口が分散しており、保護者は、どこに、どのような相談機関があるのかが分かりにくく、必要な支援を十分に受けられないことがある。

・保護者は、相談支援事業所や障害児通所支援事業所等のサービス内容や利用方法が分からず、子供に合う事業所を見つけるのに苦労することがある。

・周囲に子育てに関する悩み等を話せる人がおらず、保護者が孤立感・孤独感を感じてしまい、家にひきこもってしまう場合がある。

・障害児支援利用計画の作成にあたる相談支援専門員について、障害のある子供や発達障害について専門的

知識を有する者が不足している。

3. 文部科学省・厚生労働省として今後取り組むべき方向性について

1) 教育と福祉との連携を推進するための方策

発達障害をはじめ障害のある子供は、教育委員会、福祉部局といった各地方自治体の関係部局や、学校、障害児通所支援事業所等といった複数の機関と関わっていることが多い。

各地方自治体においては、教育委員会と福祉部局において各制度を所管しているが、双方の垣根を排除し、就学前から学齢期、社会参加まで切れ目なく支援していく体制を整備することが重要である。

このため、今後、国においては、文部科学省と厚生労働省が連携して、以下に示す教育と福祉の連携の促進等に取り組むよう促していくこと。

(1) 教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所等との関係構築の「場」の設置について

国は、障害児通所支援事業所等と学校との関係を構築するため、各地方自治体において、教育委員会と福祉部局が共に主導し、「連絡会議」などの機会を定期的に設けるよう促すこと。その際、各地方自治体は、既存の特別支援教育連絡協議会、発達障害者支援地域協議会及び（自立支援）協議会を活用する等、効率的かつ効果的な運営に努めること。

(2) 学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度の周知について

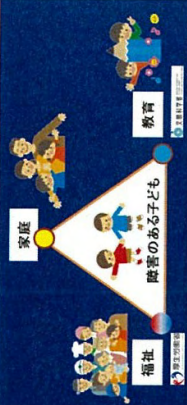
国は、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援事業を含む障害のある子供に係る福祉制度について、校長会や教職員の研修会等において福祉部局や障害児通所支援事業所等が説明する機会を確保することを通じて、地方自治体が、制度の周知を図

るよう促すこと。 また、特に、保育所、幼稚園、認定こども園については、巡回支援専門員を活用した知識・技術の普及を促すこと。 (3) 学校と障害児適所支援事業等との連携の強化について 国は、学校と障害児通所支援事業所等間の連携の方法について、両方で共有すべき情報や、日々の引継ぎの方法、引継ぎの実践例、緊急時の対応、個人情報の取扱いなどの連携の方策について、円滑に実施できている地方自治体の好事例を周知し、家庭・教育・福祉が情報共有できる仕組みの例を示すこと。 また、例えば学校の敷地内において障害児適所支援事業等を実施するなど、教育と福祉が密接な連携を行っている事例の把握等を行うこと。 さらに、放課後等デイサービスと	学校との連携方策についてより明確化するなど、更に質の高いサービスの提供に向けて「放課後等デイサービスガイドライン」を改訂すること。 (4) 個別の支援計画の活用促進について 国は障害のある子供が、乳幼児期から就労にいたるまで、切れ目なく支援を受けることができるよう、国は、個別の支援計画を活用して教育・福祉等の関係部局や関係機関が連携し、支援に係る情報を適切に引き継いでいく仕組みを構築する自治体を切れ目ない支援体制整備充実事業を通じて支援すること。 特に、個別の支援計画のうち教育機関が中心となって作成する「個別の教育支援計画」については、学習指導要領により作成・活用が促されているが、国は、各学校において、「個別の教育支援計画」が作成される場合、保護者や医療、福祉、保健、労	働等の関係機関が連携して、しっかりと作成されるよう、必要な規定を省令に置くこと。 加えて、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活を含めた一貫した支援がより一層組織的・継続的かつ計画的に進められるよう、「個別の教育支援計画」の作成・活用に当たっての保護者や関係機関の参画を促すこと。 また、本プロジェクトでの議論も踏まえ、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、障害児通所支援事業所等が学校と連携して個別の支援計画を作成する際の加算（関係機関連携加算）を充実させたが、この加算も活用しつつ、支援計画の作成にあたり学校との連携を更に推進すること。その際、可能な限り保護者の意見を聞き計画に反映できるようにすること。 2) 保護者支援を推進するための方
策 障害のある子供やその保護者にとって、専門的な相談ができる機関や保護者同士の交流の場が必要であり、国は、各地方自治体に対し、相談窓口の整備や保護者支援ための分かりやすいハンドブック等の作成を促すなど、以下に示す支援等に取り組むこと。 (1) 保護者支援のための相談窓口の整理について 国は、各地方自治体に対し、相談窓口を一元化している自治体の好事例を踏まえ、教育委員会や福祉部局等の関係部局、教育センターや保健所、発達障害者支援センター、児童発達支援センター等の関係機関の相談窓口を整理し、保護者が自治体のどこに相談すればよいか分かりやすく示すとともに、担当でない職員であっても適切な窓口を紹介できるよう工夫を促すこと。	(2) 保護者支援のための情報提供の推進について 国は、福祉制度が分かりやすく、利用しやすいものとなるよう、各地方自治体において、支援に係る情報や相談窓口が一目で分かるような、保護者向けハンドブックを作成し、周知するよう促すこと。 各地方自治体がハンドブックを作成する際には、障害についての基本的な事項、子供やその保護者が受けられる教育・福祉制度の概要、その自治体において提供される行政サービスの内容や相談機関の概要と連絡先など、保護者が必要とする内容を盛り込み、継続的にその活用と周知を図ること。 国は、各地方自治体がハンドブックを作成するに当たって参考となるよう、記載すべき事項などを分かりやすく示したひな型を作成すること。	(3) 保護者同士の交流の場等の促進について 障害のある子供の保護者にとっては、他の保護者と悩みを共有したり、成人した障害者から幼児期の様子や成長の過程、親としての関わり方などを聞いたりすることが支えになり、孤立感・孤独感から解放され、子供にも良い影響を与えることがある。 このため、国は、各地方自治体に対し、こうした保護者同士の交流の場を設けるピアサポートの推進や専門的な研修を受けた障害のある子供を持つ保護者（以下「ペアレントメンター」という。）の養成及びペアレントメンターによる相談支援につ、いて実施を促し、支援を行うこと。 また、家庭での教育も重要であることから、保護者が発達障害の特性を踏まえた接し方や褒め方等を学び

子供の問題行動を減少できるよう、保護者に対してペアレントプログラムやペアレントトレーニングの実施を促し、支援を行うこと。 さらに、教育委員会において、福祉部局と連携しつつ、就学相談や教育相談等の機会を捉え、保護者同士の交流を促進するような取組を促すこと。 (4) 専門家による保護者への相談支援について 国は、各都道府県に対して、相談支援専門員が受講する、障害のある子供についての知識や経験等を積むことができるような専門コース別研修の開催について、積極的に促していくこと。 3) 国立特別支援教育総合研究所と国立障害者リハビリテーションセンターの連携促進 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（発達障害教育推進セン	ター）においては、主として教育分野における支援を、国立障害者リハビリテーションセンター（発達障害情報・支援センター）においては、福祉分野における支援を、それぞれ研究し普及を進めており、両者のウェブページを保護者等が活用しやすいようにつながりを持たせるなど工夫すること。 また、教育や福祉の分野において発達障害者の支援に当たる人材が身につけるべき専門性を整理し、各地方自治体において指導的立場となる者に対する研修の在り方など、両省・両者による連携の下、教育や福祉の現場にその成果を普及させる方策を検討すること。 4) 障害の理解促進のための普及啓発 国は、子供にも分かりやすいポスターやリーフレット等を作成するとともに、各地方自治体に対し、福祉	関係の機関だけでなく、学校等にこれらのポスターの掲示やリーフレットの配布等を実施するよう促し、発達障害について正しい知識を幅広い層に普及すること。 4. 終わりに 本プロジェクトでは、限られた時間の中で精力的に議論を重ね、上記の方策をとりまとめたが、教育と福祉については、本来、縦軸（時間軸）と横軸（施策の範囲）の両面で更なる連携が必要である。 医療的ケア児など医療が必要な障害のある子供に関する施策、乳幼児健診などの母子保健分野や早期からの教育相談を含む一般的な子育て支援施策との連携、障害のある子供が18歳に達した後の就労支援等について、障害のある子供とその家族をもっと元気にするという本プロジェクトの精神に基づき、文部科学省、厚生労働省両省間の連携を引き続き
緊密に図る。（以上） 家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトの設置について 1. 趣旨 障害福祉サービスを利用する障害児及び学習上又は生活上特別な支援が必要な小・中・高等学校等に在籍する発達障害など障害の可能性のある児童生徒等に対して、都道府県、市区町村の各各自治体においては、教育と福祉に関する部局、関係機関が連携して支援することが求められている。この度、文部科学省及び厚生労働省が連携し、各自治体における教育委員会や福祉部局の連携がより一層推進され、本人及びその保護者支援につなげるための連携・支援の在り方について検討する。 2. 検討事項 教育委員会や福祉部局が主導し、支援が必要な障害児及びその保護者	が地域で切れ目なく支援が受けられるよう、教育と福祉のより一層の連携を推進するための方策を検討する。 3. 実施定法 (1) 別紙の構成員において、「2. 検討事項」に掲げる事項について検討を行う。 (2) 必要に応じて、別紙以外の関係者にも協力を求めることができる。 4. 期間 平成29年12月14日から 平成30年3月31日とする。 5. その他 (1) このプロジェクトチームに関する庶務は、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室において協力して行う。 (2) その他プロジェクトチームの運営に関する事項は、必要に応じプロ	ジェクトチームに諮って定める。 (別紙) 家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトチーム ○構成員 文部科学副大臣 丹羽 秀樹 厚生労働副大臣 高木 美智代 文部科学省初等中等教育局長 高橋 道和 文部科学省大臣官房審議官（初等中等教育局担当） 白間 竜一郎 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長 中村 信一 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 特別支援教育企画官 森下 平 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 宮寄 雅則 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長 内山 博之 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 障害児・発達障害者支援室長 三好 圭

家庭・教育・福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告

～障害のある子と家族をもっと元気に～ 概要



1. 教育と福祉との連携に係る主な課題

学校と放課後等デイサービス事業所において、お互いの活動内容や課題、担当者の連絡先などが共有されていないため、円滑なコミュニケーションが図れておらず連携できていない。

2. 保護者支援に係る主な課題

乳幼児期、学齢期から社会参加に至るまでの各段階で、必要となる相談窓口が分散しており、保護者は、どこに、どのような相談機関があるのかが分かりにくく、必要な支援を十分に受けられない。

今後の対応策

1. 教育と福祉との連携を推進するための方策

- ・教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所との関係構築の「場」の設置
- ・学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度の周知
- ・学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化
- ・個別の支援計画の活用促進

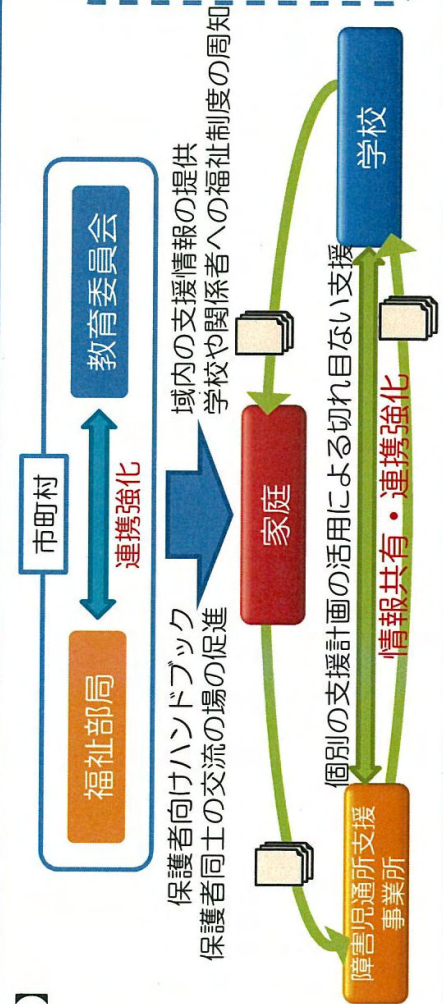
2. 保護者支援を推進するための方策

- ・保護者支援のための相談窓口の整理
- ・保護者支援のための情報提供の推進
- ・保護者同士の交流の場等の促進
- ・専門家による保護者への相談支援

【具体的な取組例】

- （厚生労働省）
- ・放課後等デイサービスガイドラインの改定
 - ・障害福祉サービス等報酬改定で拡充した連携加算を活用し、学校との連携を更に推進。

- （文部科学省）
- ・個別の支援計画を活用し、切れ目ない支援体制を整備する自治体への支援
 - ・保護者や関係機関と連携した計画の作成について省令に新たに規定



”ヘルプマークを もらいました。”

昨年度末、当時者の長男が、自分の療育手帳をこっそり捨てるというトラブルがありました。

（おやおや。あらまあ。ただごとならぬ？）

こっそりゴミ箱から回収していたものの、予想通り？本人にバレて、手帳は八つ裂きに！まずい！

とりあえず、理由をたずねると、

「古いから。」

（確かに…。）

小学校低学年のとき取得したままの写真でした。

（だけどねえ…。）

手帳の使い道を説明し、とても有用でアナタにとっても、楽しい場面で使えて、有益な手帳だよね？と、具体的な場面での利点を並べて淡々と

説明し…。

以前なら、ここでひと暴れのパニック？！のところが、結構、落ち着いて聞いていました。

頭ではわかった風でしたが、一言「一般（人）と違う」と…。

これはグサッと来ましたし、どこかに留めておかないといけないな。

ともあれ、およそ一ヶ月後、新しい手帳が届きました♪

デザインも変わり、きれいになり、今の本人の写真だし、結果、イイ感じになりました。

（あー、バカ親だったなあ。ごめん！）

長男のほうが堅実で合理的。これこそ今の彼が使う手帳だなんて反省しました。

”要らない”と思って廃棄したのではなく、写真と自分とのギャップに”違和感”を感じていたのだと思います。

（八つ裂きにされて、新しくなるま

で、わかってあげられなかった！）
（教えてもらったよ！）

再発行の手帳を役場福祉課の窓口に取りに行ったら、

「ヘルプマーク」もいただいて来ました。

何ら証明書提示も必要ありません。

受領書のような用紙一枚記入のみの、簡易な手続きでした。

堂々と、生きていってほしい、と願います。

優遇を受けることが目的というよりも、目に見えづらい困難を”知ってもらう”権利と啓発のためにも。（m子）



奈良県

外見からは分からなくても援助が必要な方がいます。このマークを見かけたら、電車内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。



ヘルプマークを知っていますか？
援助が必要な方のためのマークです。

←赤色のタグです

詳しくは <http://www.pref.nara.jp/1834.htm> をご覧ください。

〈問合せ先〉 奈良県健康福祉部障害福祉課 TEL 0742-27-8513 FAX 0742-22-1814

はいりょ ひつよう かた 配慮を必要としている方のための 「ヘルプマーク」の普及に取り組んでいます。

ぎそく じんこうかんせつ しょう かた ない びしょうがい なんびょう かた えんじょ はいりょ ひつよう
 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方など、援助や配慮を必要と
 していることが外見からは分からない方がいます。そうした方々が、周囲の方に配慮
 を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、「ヘルプマーク」
 を作成し、普及に取り組んでいます。

でんしゃ なか せき 電車・バスの中で、席をおゆずりください。

がいけん けんこう み つか がわ フツ あな しせい
 外見では健康に見えても、疲れやすかったり、つり革につかまり続けるなどの同じ姿勢を
 保つことが困難な方がいます。また、外見からは分からないため、優先席に座っていると
 不審な目で見られ、ストレスを受けることがあります。

えき しょうぎょうしせつ こえ はいりょ ねが 駅や商業施設などで、声をかけるなどの配慮をお願いします。

こうつう きかん じこ とつぷてき で きごと たい りん きおうへん たいあつ こんなん かた
 交通機関の事故など、突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難な方や、
 た あ ある かいだん しょうこう どうき こんなん かた
 立ち上がる、歩く、階段の昇降などの動作が困難な方がいます。

さいがいじ あんぜん ひなん しえん ねが 災害時は、安全に避難するための支援をお願いします。

しかくしょうがい かた ちょうかくしょうがい かた じょうきょうはあく おずか かた しえん じゆうじ し
 視覚障害のある方や聴覚障害のある方などの状況把握が難しい方、肢体不自由児・者など
 じりき じんそく ひなん こんなん かた
 の自力での迅速な避難が困難な方がいます。

す しちょうそん しょうがいふくし たんとうか はいふ
 ●ヘルプマークは、お住まいの市町村の障害福祉担当課において配付しています。

といあわ さき な ら けんけんこうふくし びしょうがいふくし か
 (問合せ先) 奈良県健康福祉部 障害福祉課
 な ら し の ほんあお じ ちやう
 奈良市登大路町30 TEL 0742-27-8513 FAX 0742-22-1814



奈良県自閉症協会公開講演へのお誘い

「特別支援教育における

ICT 活用とプログラミング教育」

講師 西端律子 先生

（畿央大学教育学部現代教育学科教授）

2018年5月27日（日）

午後 13:40～15:00

大和郡山市中央公民館（三の丸会館） 小ホール

近鉄郡山駅から徒歩5分、JR 郡山駅から徒歩15分

住所：大和郡山市南郡山町529-1

電話：0743-53-5350

（参加費無料 ・ 事前申し込み不要 直接会場へお越しください）

情報化社会が進む今日、学校教育、なかでも特別支援教育分野は、合理的配慮・教材の共有・就労支援など、多様な側面から情報化が進んでいます。本公演では 2020 年より始まる義務教育課のプログラミング教育が特別支援教育にも同様に行われることを背景に、ICT 活用の最前線の実践例を紹介しながら 子どもたちの個々の可能性を拓けうるテクノロジーとの関わりについて、皆さまとともに考えてまいりたいと願います。

なお、この講演は奈良県自閉症協会の定期総会の中で行われますので、講演開始時間前、12:30 より受付 13:00～13:35 開会行事を行っています。

奈良県自閉症協会がどんな団体でどんな活動をしているかを見てみようなど感心のおありの方はぜひ13:00からご参加ください。

奈良県自閉症協会のホームページ「きずな」

<http://www.eonet.ne.jp/~asn/>



問い合わせ 特定非営利活動法人奈良県自閉症協会

〒639-1055 大和郡山市矢田山町 84-10

電話 FAX 0743-55-2763

E-mail kawafune@ares.eonet.ne.jp



毎年4月2日は世界自閉症啓発デーです



NHKハートフォーラム

→ 2020

自閉スペクトラム症の人たちが 暮らしやすい社会をめざして

～一人ひとりの特性に応じたICT支援の可能性～

自閉スペクトラム症や発達障害のある子どものさまざまな“困難”をサポートする手段として、パソコンやタブレット端末などのICT機器の活用が注目されています。

一人ひとりの障害の特性や個性に合わせたIT・ICTの効果的な利用法と支援について、関西文化科学研究都市(けいはんな学研都市)の中核となる生駒市で、特別支援教育の専門家と支援者、当事者・家族がいっしょになって考えていきます。

平成30年 7月22日(日)

■受付/午前10時～ ■開演/午前10時30分

■終了予定/午後4時

生駒市たけまるホール

奈良県生駒市北新町9番28号 TEL.0743-75-0101

◆午前の部◆ 10:30～12:00

基調講演 「自閉症のある人への支援 ～ICTの活用と新しい能力感～」

講師 坂井 聡 (香川大学教育学部特別支援教育教授)

◆昼休憩◆ 12:00～13:00 (途中12:20～12:40ランチタイムコンサート※)

※「ケンケンパ部会(奈良県自閉症協会高機能部)の「きいてみよう!してみよう!やってみよう!」で活動中の小学生&中学生メンバーでお届けするボディパーカッションやブームワッカー(ドレミパイプ)、トランペットの演奏をお楽しみください」 プログラム:「聖者の行進」「恋」ほか。

◆午後の部◆ 13:00～16:00 (途中15分間の休憩)

シンポジウム 「一人ひとりの特性に応じたICT支援とは」

パネリスト 松谷正大・松谷真由美 (読み書き障害のある高校生の保護者)

中谷正恵 (自閉症スペクトラム支援士、株式会社「童夢」代表)

吉田幸世 (放課後デイサービス「ツクル」児童発達支援管理責任者)

西端律子 (畿央大学教育学部現代教育学科教授)

オブザーバー 坂井 聡 (香川大学教育学部特別支援教育教授)

司会進行 飯田 元 (奈良先端科学技術大学院大学ソフトウェア設計学教授)

参加申込

※ご応募いただいた個人情報厳密に管理し、このフォーラムに関する連絡のみに使用いたします。

参加無料ですが、事前に入場整理券の申し込みが必要です。

はがき・FAXでのお申し込み

「7月22日 奈良自閉症フォーラム参加希望」と明記の上

①郵便番号・住所 ②名前(ふりがな) ③電話番号

④希望人数(最大4名まで)を書いて下記までお申し込みください。

〈はがき〉

〒540-8501 (住所不要)

NHK厚生文化事業団近畿支局「7月22日ハートフォーラム」係

〈FAX〉06-6941-0830

Webでのお申し込み

NHK厚生文化事業団ホームページにある応募フォームからお申し込みください。

〈ホームページ〉<https://www.npwo.or.jp/>

※先着順に受け付け、定員に達し次第締め切りとさせていただきます。
※入場整理券は、7月上旬以降、封筒に入れてお送りします。

主 催: **NHK**奈良放送局、**NHK**厚生文化事業団近畿支局 共 催: 一般社団法人日本自閉症協会近畿ブロック(主管:特定非営利活動法人奈良県自閉症協会)
後 援: 奈良県教育委員会、生駒市教育委員会、奈良県発達障害支援センターでいあー 協 力: 大阪府共同募金会



【交通】近鉄奈良線「生駒」駅北側徒歩3分

■お問い合わせ(平日:午前10時～午後6時)

NHK厚生文化事業団近畿支局 電話06-6232-8401

文部科学省

平成30年度

発達障害施策

関係予算(部分抜粋)

平成30年度発達障害支援施策関係予算

切れ目ない支援体制整備充実事業

平成30年度予算額 1,600百万円(平成29年度予算額 1,452百万円)

切れ目ない支援体制整備に向けた取組として、自治体等が、下記を行う場合に要する経費の一部を補助する。

I 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備【拡充】(30→60地域)

II 特別支援教育専門家等配置

① 医療的ケアのための看護師【拡充】(1,200→1,500人)

② 連携支援コーディネーター(早期支援・就労支援・発達障害支援・合理的配慮に関するコーディネーター) (269人)

③ 外部専門家(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等) (348人)

III 特別支援教育の体制整備の推進

① 特別支援連携協議会 ② 研修

発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業

平成30年度予算額 280百万円(平成29年度予算額 280百万円)

I 発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業 267百万円(201百万円)

① 特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業

② 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する教科指導法研究事業

③ 発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業

④ 発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮研究事業【新規】

II 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する連携支援事業 10百万円(76百万円)

放課後等福祉連携支援事業

障害に応じた特別の指導(通級による指導)に関する定数改善

1. 義務教育段階

○ 平成29年義務標準法の改正により、通級による指導に必要な教員の基礎定数化

○ 平成30年度は、505人の定数改善

2. 高等学校段階

○ 省令等の改正を行い、平成30年度から、高等学校における通級による指導が可能となった。

○ 平成30年3月に高校標準法施行令を改正し、障害に応じた特別の指導(通級による指導)のための加配定数措置を可能とした。(平成30年度:113人分の経費を地方財政措置)

特別支援教育支援員の配置について

公立の幼稚園、小・中学校及び高等学校において、発達障害等の幼児児童生徒に対する学習支援等を行う「特別支援教育支援員」の配置について地方財政措置。(平成30年度:幼稚園7,600人、小・中学校55,000人、高等学校500人分)

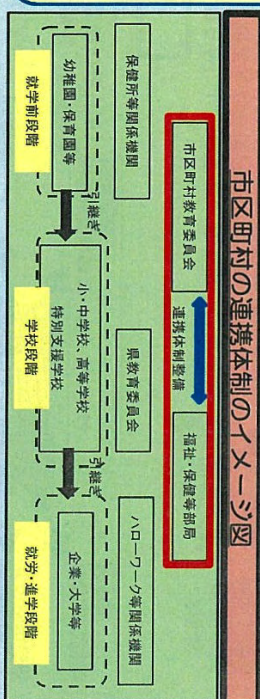
-1-

平成30年度予算額 1,600百万円(平成29年度予算額 1,452百万円)

Ⅰ 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備【拡充】

(30地域→60地域)

- ◇就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援体制の構築
- ◇教育・福祉・医療・労働分野等の関係部局や関係機関が連携した体制を整備し支援する仕組の整備
- ◇各発達段階を通じ、円滑な情報の共有、引継ぎがなされるよう、就学前段階から就労段階にわたり、各学校等で個別の支援情報に関する「個別の教育支援計画」等を作成し、就学、進級、進学、就労の際に、記載情報の取扱いについて十分配慮した上で、その内容が適切に引き継がれる仕組の整備
- ◇上記取組における普及啓発



① 医療的ケアのための看護師【拡充】(1,200→1,500人)

・学校において日常的にたんの吸引や経管栄養等の「医療的ケア」が必要な児童生徒が増加している状況を踏まえ、これらの児童生徒の教育の充実を図るため、学校に看護師を配置し、医療的ケアの実施等を行う。

(早期支援・就労支援・発達障害支援・合理的配慮に関するコーデイクター)

【早期支援】自治体が行う早期からの教育相談・支援に資するため、関係部局・機関等や地域等との連絡・調整・情報収集等を行い、特別な支援が必要となる可能性のある子供の円滑な就学先決定の支援を行う。**（特別支援学校への配置可）**

【就労支援 特別支援学校高等部、高等学校において、ハローワーク等と連携して、障害のある生徒の就労先、就業体験先の開拓、就業体験時の巡回指導、卒業後のアフターフォロー等を行い、障害のある生徒の自立・社会参加を支援する。等

・特別支援学校のセクラー的機能を充実させ、特別支援学校全体としての専門性を確保するとともに、特別支援学校以外の多様な学びの場における特別支援教育の体制を整備するため、外部専門家を配置・活用する。

①特別支援連携協議会

・医療・保健・福祉・労働等との連携を強化し、社会の様々な機能を活用できるようにするため、特別支援連携協議会の設置し、障害のある子供の教育の充実を図る。

・管理職(校長等)や各学校を支援する指導主事を対象とした学校全体としての専門性を確保するための研修。担当教員としての専門性の向上のための研修。

都道府県・市区町村
学校法人

（私立特別支援学校等 H30からⅡのみ対象）
◇補助率：1／3

発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業

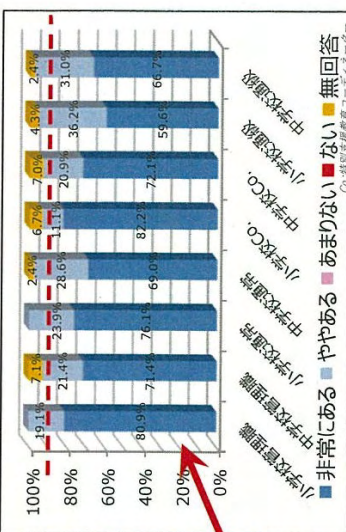
①発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業

平成30年度予算額 267百万円(平成29年度予算額 201百万円)

背景

- ① 校長を始めとし、全ての教職員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められ、**校長のリーダーシップの下、特別支援教育の視点を踏まえた学校経営**が重要となる。
- ② また、発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある児童生徒の多くが通常の学級に在籍しているため必須であり、教科毎に**学習上つまずくポイントを意識した指導方法**が求められる。
- ③ 特別支援学級や通級による指導の担当教員は、特別支援教育の重要な担い手であり、その専門性が校内の他の教員に与える影響も極めて大きく、特に、発達障害に関する通級による指導については、**9割以上の教員が効果があると認識**（平成26年3月国立特別支援教育総合研究所調査）。そのため、発達障害のある児童生徒に対するより良い指導に向け、**通級による指導担当教員等の専門性の更なる充実に向けた取組**が求められている。

<質問：通級による指導に効果があると思いますかに対する回答>



① 特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業 49百万円

- ・小・中・高等学校等における発達障害を含む児童生徒等に対する特別支援教育の体制充実のための組織強化を図るため、学校経営を行うために必要なノウハウ及び効果的な運営の在り方について、大学教授等の専門家を活用し、調査研究を行う。
- 20箇所（学校経営スーパーバイザーの配置 20人）
- （事業内容）特別支援教育の体制充実に向け、特別支援教育の視点を踏まえ、
 - 発達障害の可能性のある児童生徒を包括する学校経営に関する研究（合理的配慮の提供、発達障害の可能性のある児童生徒をとりまくいじめ防止対策等の学校課題に対する学校体制整備の在り方）
 - 学校組織における特別支援教育コーディネーターの機能強化を図るための研究 など



② 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する教科指導法研究事業 128百万円

- ・通常の学級において発達障害の可能性のある児童生徒が、教科毎に学習上つまずくポイントを明らかにし、効果的な教科指導の方向性の在り方等について調査研究を行う。また、今後、教員養成段階から発達障害の視点を踏まえた教授内容の知識習得に必要な、学習上つまずくポイントに対する教授方法の開発を行う。
- 26箇所（教科教育スーパーバイザー等 約26人配置）
- （事業内容）○学習上つまずきなど、特定の困難を示す児童生徒に対する指導方法の研究
- 学習上つまずきなどに対する指導の方向性の在り方及び教員養成課程における教授方法の開発 など



③ 発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業 60百万円

- ・教育委員会における発達障害に係る通級による指導の担当教員等に対する研修体制を構築するとともに、必要な指導方法について医療関係機関等と連携しつつ研究を行う。また、平成30年度から高等学校における通級による指導の制度化に対応するため、従来の小・中学校だけでなく、高等学校における研究を行う。
- 17地域
- （事業内容）○通級による指導開始時における支援終了目標の設定及び評価手法の研究
- 教育委員会における通級による指導担当教員の研修体制の整備
- 通常の学級の担任との連携を深化させるための専門性の在り方の研究 など



発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業

①発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業

背景

- ①発達障害者支援法が平成17年4月1日に施行され10年が経過、平成28年8月に発達障害者支援法の一部を改正する法律が施行され、教育に関する改正としては、可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられる配慮することを規定している。
- ②この間、障害を理由とする差別的解消の推進に関する法律が平成28年4月1日に施行され、合理的配慮を行うことが義務化されている。

- ④ 発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮研究事業 30百万円（10地域）【新規】

委託先：都道府県・市町村教育委員会、附属学校のある国立大学法人 等

（趣旨） 発達障害のある児童生徒は、例えば、感覚面、行動面、認知面、対人面等（複数有する場合を含む。）において支障をきたしたり、過度に反応するなどの症状（状況）がある。

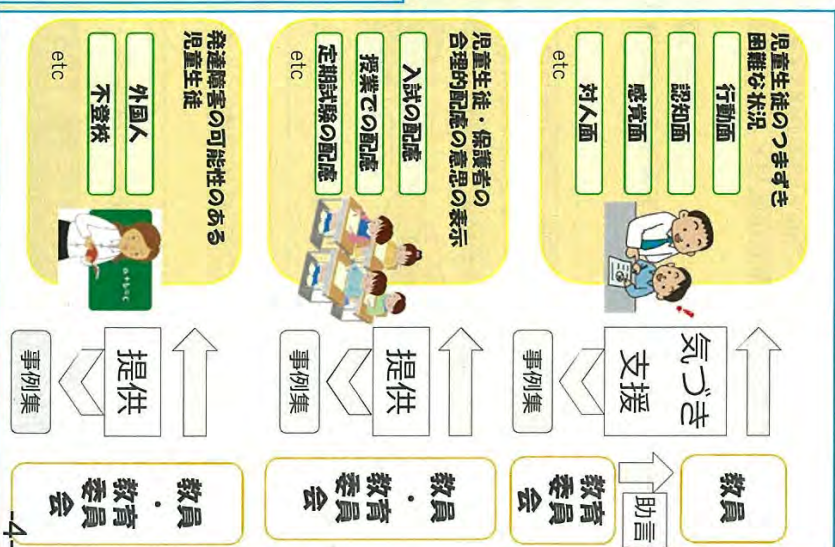
他方、その症状は児童生徒一人ひとり異なることから、認識や理解が難しく、十分な支援が受けられずに学習活動や集団活動等で、学校生活に支障をきたす場合がある。

また、文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別的解消に関する対応指針において、不当な差別的取扱いや合理的配慮の具体例を例示列挙しているところであるが、合理的配慮の好事例や相談事例について事例の蓄積と共有が十分ではない。

こうした状況に対応するため、学校において児童生徒の多様な特性に応じた合理的配慮の在り方について研究事業を行う。

（事業内容）

- 児童生徒のつまづきや困難な状況を教員が気づくための理解啓発とその合理的配慮に関する研究
児童生徒本人と教員の双方が困難な状況に気づきにくい感覚面にに対する気づきのための理解啓発等
- 児童生徒本人や保護者からの合理的配慮の意思の表明に対する学校・教育委員会の教職員の合理的配慮の提供に関する研究
※入学試験において、本人・保護者の希望、障害の状態等を踏まえた合理的配慮の研究
※合理的配慮を提供した際の学習評価の実践（例えば授業や試験でのタクト端末等のICT機器使用の許可）等
- 発達障害の可能性のある外国人の児童生徒や十分な支援が受けられず不登校により学校生活に支障をきたしている発達障害の可能性のある児童生徒に対する合理的配慮の提供に関する研究 等



発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業

②発達障害の可能性のある児童生徒等に対する連携支援事業 平成30年度予算額 10百万円(76百万円)

放課後等福祉連携支援事業 10百万円 (4地域)

委託先：都道府県・指定都市・市町村教育委員会

趣旨

小・中・高等学校等に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援に当たって、厚生労働省と連携しつつ、**学校と放課後のデイスーパーサービス事業者等の福祉機関との連携支援、支援内容の共有方法**について調査研究を行う。

事業内容

委託を受けた教育委員会は、「福祉連携校」を指定し、以下の取組を実施する。

① 福祉連携校と放課後等福祉機関との情報交換や連絡調整体制の構築

【取組例】

- 年間を通じて面者との間で交わすべき情報の整理（年間計画、行事予定、対象となる児童生徒の下校時刻、引継ぎの項目等）
- 下校時のトラブルや児童生徒の病気・事故の際の連絡調整体制の構築（保護者も含めた緊急連絡体制や対応マニュアル等の作成）
- 放課後等デイスーパーサービス計画等との連携や個人情報等に配慮した、個別的教育支援計画の様式、項目等の検討・作成

② 保護者の同意を得つつ、福祉機関との連携内容を発展させるための手法の研究

【取組例】

- 福祉連携校における支援内容（言葉かけの方法、パニック時の対応等）や、放課後等福祉機関における児童生徒の活動の状況、発達の状態や課題について、福祉連携校、放課後等福祉機関、保護者との共通理解を図るための手法
- 日々の連携内容に関する個別的教育支援計画における記録及び内容の精査
- 保護者も含めたケース会議の実施及びそれを踏まえた福祉連携校での支援内容や、放課後等デイスーパーサービスの計画の支援目標の見直し

※福祉連携校…小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等学校の中から、放課後福祉機関に通っている児童生徒が在籍する学校として、教育委員会が指定する学校。
※放課後等福祉機関…放課後等デイスーパーサービス（児童福祉法第6条の2第4項）を行う指定放課後等デイスーパーサービス事業又は市町村が実施する放課後児童健全育成事業（児童福祉法第6条の3第2項）において、障害のある児童生徒の受け入れを積極的に進めている実施先。

実施方法

① 教育福祉連携研究地域運営協議会の設置

教育委員会は福祉連携校の関係者、福祉部局関係者（※）、有識者等から組織される協議会を設置し、長期計画の策定や、情報整理、計画見直し等を実施する。

※福祉部局関係者は必須とする。

② 放課後等福祉連携調整員の配置

教育委員会は、下記の役割を担う調整員を配置する。

- 「福祉連携校」と「放課後等福祉機関」における日々の定期的な情報共有
- 放課後等福祉機関の支援状況を把握
- 福祉連携校における教員に対する支援・アドバイス等
- 保護者を含めた意見交換の場の設定

※「児童福祉法に基づく障害児通所支援を行っている専門施設の勤務経験を有する者」や、「発達障害のある児童生徒の生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進に関する専門的な知識のある者」が望ましい。



発行人：関西障害者定期刊行物協会

住所：〒543-0015

大阪市天王寺区真田山2-2 東興ビル4F

編集人：奈良県自閉症協会

定価：100円